

ホーム > 気象防災アドバイザー推進ネットワーク > あなたのまちに気象防災アドバイザーを！

あなたのまちに 気象防災アドバイザーを！

こんな
お悩み
ありませんか？

地方公共団体

いざという時、
地域に精通した
気象の専門家が
いない・・・

防災担当が
2年で交代してしまい、
知識が蓄積されない・・・

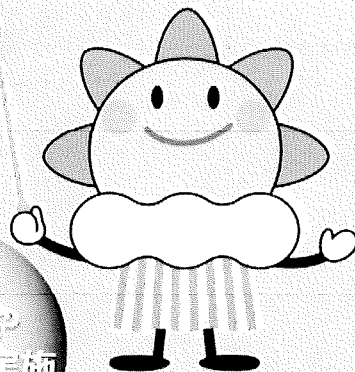
防災について
住民への周知啓発を
もっと充実させたい！

気象防災アドバイザー
にお任せください！

日々の
気象解説

災害時の
気象の見直し
解説

避難生活や
講演会の実施



<平常時>
気象防災ワークショップの実施



<災害対応時>
災害対策本部における気象解説

気象防災アドバイザーの活動内容の例

平時の対応

- 日々の気象解説
- 地方公共団体職員を対象とした勉強会等の実施
- 住民を対象とした気象講演会等の実施
- 防災マニュアル等の作成・改善支援、防災訓練への協力
- 地元気象台との橋渡し役
- イベント開催に先立ち、会場周辺の気象の見通しに関する解説 など

大雨等の防災対応時の対応

- 地域における今後の気象状況の見通し等を詳細に（いつ、どこで、どれくらい降るか等について）解説
- 河川の水位等について解説
- 防災気象情報の読み解き力を向上させるための講義の実施
- 気象の状況に関する地方公共団体幹部への状況説明 など

気象防災アドバイザー（気象台OB・OG等）の活動事例

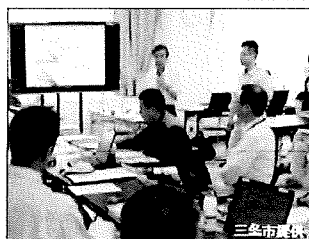
- 茨城県龍ケ崎市、新潟県三条市などの地方公共団体において活動中
- 地域に精通した気象専門家として、気象台の手の届かないところまで地方公共団体をバックアップ

茨城県龍ケ崎市

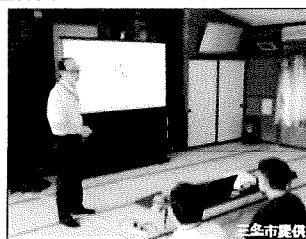


気象防災アドバイザーの指導の下、気象を解説する市職員
(写真奥 右から2番目)

新潟県三条市



災害対策本部訓練
における活動
(写真奥 左から1番目)



市民を対象とした講座での
講師対応

気象防災アドバイザーは、貴団体のニーズに応じて活動します。

- 自治体職員や住民を対象とした防災イベント等における講師として講演（自治体指定の日時・時間帯のみ）
- 悪天候が予想されるとき、訓練、研修等において気象の見通し等を解説・指導（自治体指定の日時・時間帯のみ）
- 平時を中心に、防災業務に従事する職員の気象情報の読み解き力向上のため、継続的に解説・指導を実施
(例: 週3日程度の頻度で、数ヶ月間)
- 自治体の防災担当職員の一員として、平常時から災害時も含め、防災業務に従事（例: 毎日勤務（フルタイム））
※もちろん、出水期等のみの期間限定で防災業務に従事することも可能です。

※具体的な任用形式については「委嘱」「役務契約」「雇用契約」などが考えられます。

リーフレットは、[こちら](#)から入手できます。

更に細かい情報は、『[気象防災アドバイザー推進ネットワーク](#)』をご覧ください。

様々な地方公共団体で活動する『気象防災アドバイザー』

転入奨励金 各年度の交付実績（平成24年度～令和3年度）

		初年度申請者		継続交付分		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成24年度	新築	7	406,000			7	406,000
	中古	4	123,900			4	123,900
	合計	11	529,900			11	529,900
平成25年度	新築	44	2,495,200	7	406,000	51	2,901,200
	中古	13	680,400	5	125,900	18	806,300
	合計	57	3,175,600	12	531,900	69	3,707,500
平成26年度	新築	54	3,135,200	51	2,901,200	105	6,036,400
	中古	14	752,800	20	995,700	34	1,748,500
	合計	68	3,888,000	71	3,896,900	139	7,784,900
平成27年度	新築	45	2,825,900	105	5,951,200	150	8,777,100
	中古	26	1,376,500	32	1,498,300	58	2,874,800
	合計	71	4,202,400	137	7,449,500	208	11,651,900
平成28年度	新築	30	1,745,700	149	9,447,100	179	11,192,800
	中古	24	1,063,200	57	2,678,300	81	3,741,500
	合計	54	2,808,900	206	12,125,400	260	14,934,300
平成29年度	新築	60	3,464,400	179	12,279,100	239	15,743,500
	中古	16	584,700	75	3,721,500	91	4,306,200
	合計	76	4,049,100	254	16,000,600	330	20,049,700
平成30年度	新築	53	3,367,000	222	14,852,000	275	18,219,000
	中古	14	523,200	66	2,776,300	80	3,299,500
	合計	67	3,890,200	288	17,628,300	355	21,518,500
令和元年度	新築	65	4,126,300	226	15,274,900	291	19,401,200
	中古	16	534,400	67	2,747,300	83	3,281,700
	合計	81	4,660,700	293	18,022,200	374	22,682,900
令和2年度	新築	52	3,254,000	208	15,146,700	260	18,400,700
	中古	20	717,400	66	2,548,900	86	3,266,300
	合計	72	3,971,400	274	17,695,600	346	21,667,000
令和3年度	新築	45	2,925,100	173	12,645,500	218	15,570,600
	中古	11	410,800	37	1,479,500	48	1,890,300
	合計	56	3,335,900	210	14,125,000	266	17,460,900
累計		613	34,512,100	1,745	107,475,400	2,358	141,987,500

令和3年度未処理分 ※令和4年2月15日時点 ※上記の令和3年度件数及 び累計に含めていません。		初年度申請者		継続交付分		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
	新築	8		46		54	
	中古	2		26		28	
	合計	10		72		82	

地域における見守り活動に関する協定締結事業者一覧

(令和元年5月16日現在)

山陽小野田市

- 1 中国電力(株)宇部営業所 (平成26年2月3日締結)
- 2 山口合同ガス(株)小野田支店 (平成26年2月3日締結)
- 3 山口ヤクルト販売(株) (平成26年2月3日締結)
- 4 日本郵便(株)小野田郵便局【市内郵便局代表】 (平成26年2月3日締結)
- 5 日本新聞販売協会山口県支部山陽小野田店主会 (平成26年2月3日締結)
- 6 明治安田生命保険相互会社山口支社 (平成26年2月25日締結)
- 7 生活協同組合コープやまぐち (平成26年11月7日締結)
- 8 第一生命保険(株)山口支社小野田営業オフィス (平成26年11月19日締結)
- 9 (株)セブン-イレブン・ジャパン (平成27年7月31日締結)
- 10 山口宇部農業協同組合 (平成28年3月23日締結)
- 11 医療生活協同組合健文会 (平成28年11月21日締結)
- 12 山陽小野田市水道局 (平成28年11月25日締結)
- 13 株式会社丸喜 (令和元年5月16日締結)

地域における見守り活動に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地域における見守り活動について、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結した。

（前提）

1 甲は、山陽小野田市に住所を有する高齢者、障がい者、子ども等の支援を必要とする者（以下「要援護者」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、要援護者を見守る活動（以下「本件見守り活動」という。）を実施している。

2 乙は、直営店方式又はフランチャイズ方式による、コンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下「セブン-イレブン店」という。）を展開しており、山陽小野田市内においては現在14店舗のセブン-イレブン店（別紙「店舗一覧」のとおり。なお、乙の呼び掛けに応諾して本件見守り活動への協力を表明する対象のセブン-イレブン店は甲乙間で別途確認する。以下でセブン-イレブン店という場合は、店舗一覧のセブン-イレブン店をいう。）を展開している。

3 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、セブン-イレブン店は、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解したことから、甲及び乙は、以下のとおり本協定をもって本件見守り活動について合意するものとする。

（趣旨）

第1条 本協定は、要援護者を早期に把握し、情報の連携を図るために必要となる基本事項について定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、官公署及び社会福祉協議会等の福祉団体に対して、本協定の趣旨を周知するとともに、乙から提供された情報による本件見守り活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

(乙の役割)

第3条 乙は、フランチャイジーである対象エリア内におけるセブン-イレブン店に対し、本件見守り活動の参加へ誘いエリア内の地域福祉の向上に寄与するように努力する。

2 乙は、セブン-イレブン店に対して、本協定の趣旨を周知するとともに、その営業活動（店舗内における物品等の販売、セブンミールを通じた配達、店内商品の配達時等）中に異変が認められる世帯を発見したときは、日常業務に支障のない範囲で、甲その他の関係機関へ連絡を行うよう促すものとする。ただし、当該世帯が要援護者と判断できない場合であっても、連絡対象とするものとする。

(個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、本件見守り活動の実施に当たり知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は目的外に利用してはならない。本協定の有効期間の終了後においても同様とする。

(機密保持の義務)

第5条 甲は、見守り活動の協力にあたって知り得た乙及びセブン-イレブン店の機密情報を、第2条の場合を除き、他人に漏らし、又は自己の業のために使用してはならない。本協定の有効期間の終了後においても同様とする。

(免責事項)

第6条 乙は、本件見守り活動の実施に当たり、乙の責めによるものを除き、本件見守り活動に関して生じた問題等について、甲及び第三者に対して責任を負わないものとする。

(相互連携)

第7条 甲及び乙は、本協定で定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行うなど、相互の連携に努めるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項において疑義が生じたときは、甲乙双方の協議により解決するものとする。

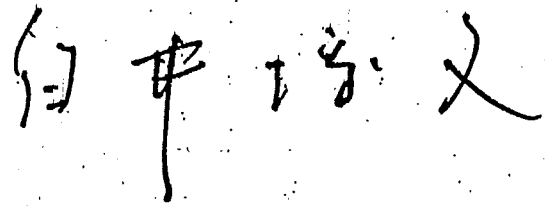
(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも終了の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

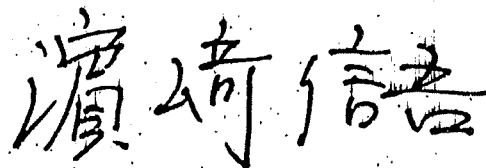
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月31日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長



乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
中国・四国ゾーン ゾーンマネジャー



(別紙)

山陽小野田市内セブン-イレブン店舗一覧

	店名	住所
1	小野田高千帆	高千帆2丁目6-8
2	山陽町江尻	大字埴生字江尻2022-1
3	小野田高須	大字西高泊字神田沖625-4
4	山口厚狭本町	大字厚狭461-1
5	小野田萩森口	東高泊字上山根9-1
6	小野田竜王山公園入口	大字小野田838-5
7	小野田バイパス	新生1-1-10
8	山陽小野田日の出	日の出1丁目11-13
9	山陽小野田山野井	大字山野井1120-1
10	山陽小野田平成町	平成町4番1号
11	山陽小野田厚陽	大字都字東原3167-1
12	山陽小野田千代町	千代町1丁目6467-1
13	山陽小野田丸河内	大字丸河内974-68
14	小野田有帆	大字有帆字外堀432-1

27年7月末現在

[くらし・手続き](#)[子育て・教育](#)[健康・福祉](#)[楽しむ・学ぶ](#)[市政情報](#)

[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [安心して生活していただくための支援](#) > [高齢者みまもりネットワーク事業「トコロみまもりネット」について](#)

高齢者みまもりネットワーク事業「トコロみまもりネット」について

Tweet

更新日：2020年12月17日

「トコロみまもりネット」の仕組み

「トコロみまもりネット」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域住民、協力機関、協力事業所で作るネットワークです。

地域の皆さんの日常生活や協力機関・協力事業所の事業活動のなかでさりげない見守り・声かけによって高齢者の方の何らかの異変に気づいたときは、高齢者支援課や地域包括支援センターにご連絡いただき、状況の確認と支援につなげていきます。

さりげない見守りや声かけのなかでの気づきとは

新聞受けに新聞が数日分たまったままになっているみたい

何日も洗濯物が干しっぱなしになっているみたい

怪しい業者さんが出入りしているみたい

このお年寄り、徘徊しているのではないかな

このような場合は、地域包括支援センターにお電話ください。



[あなたのまちの地域包括支援センターのページへ](#)

トコロみまもりネット協力団体等

協力機関

民生委員、児童委員

自治会、町内会

長生クラブ連合会

所沢警察署

埼玉西部消防組合

狭山保健所 ほか

協力事業所

市内で事業を行う法人または団体で、「トコロみまもりネット」の趣旨に賛同し、協力事業所等の登録の承認を受けたもの
※協力事業所には守秘義務があります。また、みまもり活動を事業所の営業活動に利用することはありません。

いるま野農業協同組合所沢地域

東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社

埼玉西ヤクルト販売株式会社

武州ガス株式会社 所沢営業所

所沢新聞販売協会

[安心して生活していただくための支援](#)

[地域でみまもり支え合い事業「トコロんおかえりQR」がスタート！](#)

[認知症地域支援推進員をご存知ですか？](#)

[認知症初期集中支援チーム](#)

[障害者控除対象者認定書の発行について](#)

[高齢者虐待の防止について](#)

[在宅介護者リフレッシュ事業](#)

[介護マーク](#)

[認知症サポーター養成講座](#)

[救急医療情報キットについて](#)

[高齢者みまもり相談員](#)

[高齢者みまもりネットワーク事業「トコロみまもりネット」について](#)

[地域ケア会議](#)

[お遠者倶楽部の活動](#)

[緊急通報システムの貸与](#)

[徘徊高齢者家族支援事業](#)

[特定在宅高齢者介護手当の支給について（旧名称：ねたきり老人等介護者手当）](#)

[外国人高齢者等福祉手当支給事業](#)

[公衆浴場老人入浴料助成事業](#)

[養護老人ホームの措置](#)

[高齢者配食サービスのお知らせ](#)

[身体障害者、要介護者等の方への移送サービス（福祉有償運送）](#)

このページを見ている人はこんなページも見ています

[認知症サポーター養成講座](#)

[イタリア競歩チーム 世界大会で大健闘！](#)

[認知症初期集中支援チーム](#)

情報が見つからないときは

日本郵便株式会社 所沢郵便局
日本郵便株式会社 所沢西郵便局
一般社団法人 埼玉県LPガス協会 所沢支部
公益社団法人 所沢市シルバー人材センター
宅配クック ワン・ツウ・スリー 所沢店
株式会社武蔵野フーズ
社会福祉法人桑の会 みまもり配食センター（令和3年3月末で事業終了予定です。）
株式会社ドリー夢
新所沢マンション自治会
西所沢椿峰ニュータウン第12管理組合
日本総合住生活株式会社 西埼玉支店
有限会社マルトシ
医療生協さいたま生活協同組合 埼玉西協同病院
ヤマト運輸株式会社 所沢支店
ファイナライフ新所沢
ワタミの宅食
生活協同組合 コープみらい
株式会社住協 小手指支店
三興管理株式会社
まごころ弁当 所沢店
所沢市介護保険サービス事業者連絡協議会
佐川急便株式会社 所沢営業所
株式会社ファークロス
藤葬祭株式会社
医療生協さいたま生活協同組合 所沢診療所
医療生協さいたま生活協同組合 介護老人保健施設さんとも
株式会社セレモア所沢本社
生活協同組合 バルシステム埼玉
便利屋まっせ
株式会社ヨシケイ埼玉
ライフデリ 所沢店
明治安田生命保険相互会社 所沢支社
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
明治牛乳 所沢中央販売所
第一環境株式会社 所沢営業所
布亀株式会社
株式会社中屋本店
アルフレッサ株式会社 所沢支店
さくら薬局
医療生協さいたま生活協同組合 各支部
クリーニング シーガル 所沢店
医療生協さいたま生活協同組合 介護付有料老人ホーム桂の樹
医療生協さいたま生活協同組合 小規模多機能さんとも
株式会社バイタルネット
生活クラブ生活協同組合
第一生命保険株式会社 所沢支社
東邦薬品株式会社 所沢・志木営業所
株式会社わかさコンサルティング オレンジタウン

登録受付中です

市では「トコロみまもりネット」の協力事業所を受け付けています。個人商店やマンションの管理組合なども登録できます。高齢者支援課または地域包括支援センターまでお問い合わせください。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

更新日：2021年4月16日

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定しました。

令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保や各種障害福祉サービスの見込み量などについて定めた第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定しました。

この計画は7つの目標を定め、目標を達成するための各障害福祉サービスの見込み量を定めています。障害福祉サービスに係る施策は令和5年度までこの計画に基づき実施いたします。

計画書の閲覧について

計画書は、以下の場所で閲覧できます。

- 市民情報コーナー
- 各市民活動センター
- 各図書館

音声コード(ユニボイス)

冊子には、音声コード(ユニボイス)が貼付されています。音声コード(ユニボイス)とは、携帯電話や活字読上げ装置「テルミー」対応のバーコードです。

専用のアプリケーション(ユニボイス)を使用することで、携帯電話のカメラで音声コードを撮影し、文字データを読み取り、表示や保存、音声読み上げができます。印刷の品質状態や携帯電話の機種によっては、読み取りに支障が出る場合があります。

冊子右下にある切込みは、視覚障害者に音声コードの貼付が分かるようにするためのものです。

計画書のダウンロード

パソコン等で閲覧する場合は、以下からダウンロードしてください。


全体

 [第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 \(PDF: 2.8MB\)](#)

分割

 [表紙・目次・序章 \(PDF: 1MB\)](#)

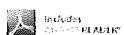
 [計画の基本理念・計画の目標値 \(PDF: 1.1MB\)](#)

 [サービス必要見込み量 \(PDF: 1MB\)](#)

 [参考資料 \(PDF: 243.9KB\)](#)

問い合わせ先

東松山市役所 健康福祉部 障害者福祉課
〒355-8601
東松山市松葉町1-1-58
電話：0493-21-1452
ファックス：0493-24-6066
問い合わせフォーム

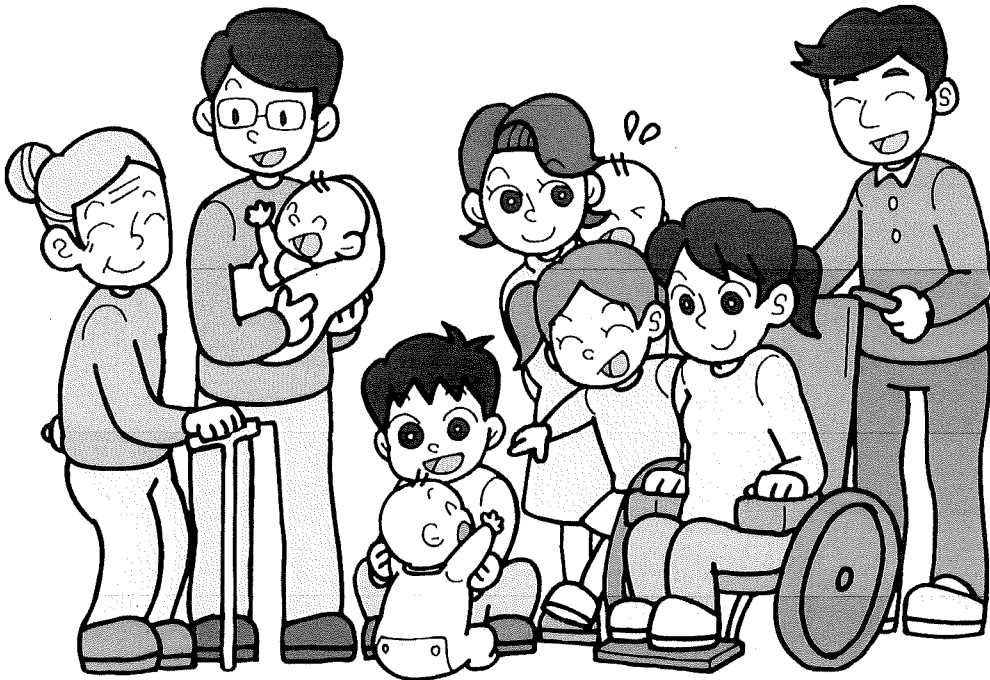


PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記のボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてく

第2期小竹町地域福祉計画

(令和3年～8年度)

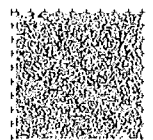
みんなが主役 つながり育む こたけまち



令和3年3月

小竹町

福岡県小竹町HPより抜粋



1. 報告書

平成 29 年 11 月から LINE を利用したいじめ等に関する相談受付事業を実施している。

また、当事業の実施にあたり、大津市 LINE を利用したいじめ等に関する相談受付に係る検証会議を開催し、大津市インターネット等によるいじめ対策に係るアドバイザー等の有識者や、関係事業者から LINE のいじめ相談窓口としての有効性や、運用方法等について意見を求めた。

本報告書は、当事業の実施結果や検証会議で出された意見とその対応等を取りまとめたものである。

2. 事業の概要

(1) 事業の目的

電話や手紙、面談による既存の相談窓口に加え、現代の子どもたちが多く利用している SNS の 1 つである「LINE」を利用して、いじめ等に関する相談受付を行うことで、相談窓口の選択肢を増やし、気軽に相談できる環境を整備する。

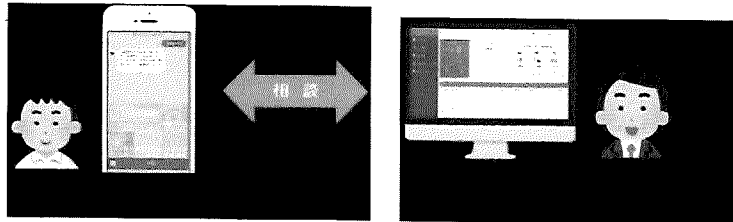
(2) 事業概要

実施期間：平成 29 年 11 月 1 日～ 平日 17 時～21 時（受付は 20 時 30 分まで）

対象者：大津市立中学校（18 校）の全生徒 約 9,000 人（開始当初は 2,500 人）

(3) 相談の流れ

- ①中学生がチラシや友だち登録用カードの QR コードで「おおつっこ相談 LINE」と友だち登録する。
- ②「おおつっこ相談 LINE」にメッセージを送ると、カウンセラーがトークメッセージを返信し、相談に対応する。



(4) 本市事業の特徴

- ①大津市専属の相談員を常時配置
- ②相談員とは別に主任相談員やシステム管理担当者を配置
- ③LINE 相談専用のシステムを活用
- ④大津市 LINE を利用したいじめ等に関する相談受付に係る検証会議の開催
- ⑤通年での実施



3. 実施結果（平成 30 年度）

	おおつっこ相談 LINE	既存窓口※1 (中学生本人からの相談)
延べ相談対応回数	466 回 (1.91 回/日)	—
(うち、やりとりのあった回数) ※2	323 回 (1.32 回/日)	87 回 (0.36 回/日)
相談者数	171 人 (0.70 人/日)	32 人 (0.13 人/日)
期間中新規相談者数	171 人 (0.70 人/日)	25 人 (0.10 人/日)
友だち登録数	374 人 (3 月 31 日時点)	—

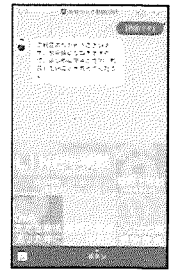
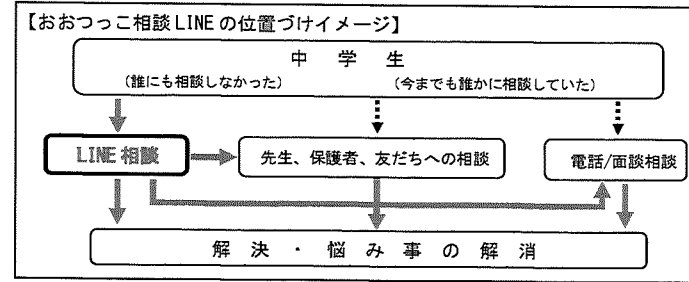
※1 既存窓口の回数等は、中学生本人からの相談の累計

※2 時間外の相談者に対応するもタイミングが合わず、やりとりできなかったもの（相談内容不明）を除く回数

4. おおつっこ相談 LINE の位置づけ

気軽に相談できる相談窓口であり、中学生自身が、早期に相談できるという特徴を考えると、おおつっこ相談 LINE を次のような窓口として位置づけて、運用することが有効と考えられる。

- ①誰にも相談できなかった子どもも含め、相談窓口につながるきっかけとなる。
- ②相談者自身による問題・気持ちの整理を支援する。
- ③必要に応じ、適切な相談先につなげる。



リッチメニューの導入

5. LINE の相談窓口としての必要性及び特徴と有効性

(必要性)

本市におけるアンケート調査結果（平成 30 年度実施：中学生）においては、

- ①相談窓口として、相談しやすい窓口は LINE 相談が最も多い。
- ②相談しやすい理由は、80%以上が「気軽に相談できるから」と回答している。
- ③LINE の利用状況は、7 割を超えている。

このような状況からも、中学生自身が最も相談しやすい窓口として LINE 相談と回答しており、さらに LINE 相談できる環境の中学生が多い。

(特徴と有効性)

- ①中学生にとって相談のハードルが低く、気軽に相談できると考えられる。
- ②早い段階で相談窓口につながっていると考えられる。
- ③対応には LINE 相談特有の技術が求められる。
- ④相談者からは肯定的（相談対応に満足している）な反応が多い。

➡ 中学生が最も相談しやすい相談窓口を LINE 相談と回答しており、今まで誰にも相談できなかったことでも気軽に相談できる窓口として有効である。

6. おおつっこ相談 LINE の方向性

LINE 相談は、今まで身近な人や相談窓口へ相談できなかったことでも比較的早い段階で気軽に相談できる窓口として有効であることから、年間の相談者数は、既存窓口と比較して約 5.3 倍となっており、また、いじめ以外にも、今後いじめにつながる可能性の高い友人等との関係についての悩みなど、多様な相談が寄せられている。

このように、様々な相談を広く受け付けることは、中学生自身が相談窓口への相談を体験すること自体が、いじめに関して悩んだ際にスムーズに相談できることにつながるから、おおつっこ相談 LINE をいじめを含む中学生の不安や悩み事についての相談窓口として捉え、中学生が抱える様々な思いに寄り添いながら、今後も丁寧な相談対応を継続していく。